

〔令和7年4月～〕移動健診等施設以外の施設を利用して行われる巡回健診等における
診療所の開設等の考え方について

(1) 開設手続要否の考え方

医療機関外の場所で行う健康診断等の実施については、原則、実施場所ごとに診療所開設の手続きが必要ですが、「医療機関外の場所で行う健康診断等の取扱いについて」（平成7年11月29日健政発第927号厚生省健康政策局長通知）に定められている要件を満たす場合、「新たに診療所開設の手続を要しないもの」とされています。

この度、移動健診等施設以外の施設を利用して巡回健診等を行う際に、「新たに診療所開設の手続を要しないもの」とされる要件について疑義照会があったことを受け、下記のとおり県の考え方を整理しました。巡回健診等の実施にあたり、実施計画書等を提出される際はご注意ください。

なお、鳥取県外においては取扱いが異なる場合があるため事前に実施場所の保健所にご確認ください。

記

「医療機関外の場所で行う健康診断等の取扱いについて」（平成7年11月29日健政発第927号厚生省健康政策局長通知）抜粋

- 1 既存の病院又は診療所の事業として巡回健診等を行う場合における医療法及びこれに基づく法令の適用並びにこれに関する指導監督については、次のとおりとすること。
 - (1) 次のアからウまでのいずれをも満たす巡回健診等の実施については、新たに診療所開設の手続を要しないものとすること。
 - ア～イ 略
 - ウ 次のいずれかに該当するものであること。
 - (ア) 略
 - (イ) 移動健診等施設以外の施設を利用して行われる巡回健診等であって、定期的に反覆継続（おおむね週二回以上とする）。なお、同日中に複数の場所で実施する場合については、一回の巡回健診等とみなす。して行われることのないもの又は一定の地点において継続（おおむね三日以上とする）して行われることのないもの
- 2 巡回健診等が1（1）に該当しない場合には、従来どおり巡回健診等の実施場所ごとに診療所開設の手続をとるものとする。

【県の考え方】

○定期的に反覆継続（おおむね週二回以上）して行われることのないもの

<基本的な考え方>

- ・「週」とは、日曜日から土曜日までの7日間とします。
- ・「定期的な反覆継続」とは、この7日間の間に2回以上（連続しない場合も含む）、週の間隔を空けずに実施する場合とします。

例1) 週2回を2週以上、週の間隔を空けずに実施 ⇒ 手続必要

	日	月	火	水	木	金	土
1週		○			○		
2週				○		○	
3週							
4週							

例2) 週2回実施する週の翌週の実施回数が1回の場合 ⇒ 手続不要

	日	月	火	水	木	金	土
1週		○		○			
2週			○				
3週					○		○
4週				○			

○一定の地点において継続（おおむね三日以上）して行われることのないもの

<基本的な考え方>

- ・「一定の地点」は、同一の住所（地番）ではなく、巡回健診等が現に実施される会場ごとに判断します。
- ・こうした「一定の地点」で3日以上継続して実施した場合（週をまたぐ場合を含む）、診療所開設の手続が必要です。
- ・「継続」とは、連続した日だけでなく、同一の週であれば間隔を空けて実施する場合も含まれます。（ただし、週をまたぐ場合は連続して3日以上実施する場合とします。）
- ・なお、週の考え方は、日曜日から土曜日までの7日間とします。

例3) 同一の週に継続して3日以上の実施（連続していない場合を含む）⇒ 手続必要

	日	月	火	水	木	金	土
1週		○	○	○			

1週		○		○		○	
----	--	---	--	---	--	---	--

例4) 週をまたいで3日以上連続して実施 ⇒ 手続必要

	日	月	火	水	木	金	土
1週						○	○
2週	○						

例5) 週をまたぎ、間隔を空けて3日以上実施 ⇒ 手続不要

	日	月	火	水	木	金	土
1週						○	
2週	○	○					

(2) 廃止届の提出

診療所の開設届又は保健所による開設許可の効力は、健診等開始日又は許可した日から一月とします。健診実施後、10日以内の廃止届の提出が必要です。